

行政手続オンライン化の取組状況

(令和 8 年 3 月 31 日更新)

「行かなくてもいい市役所」の実現をめざし、全ての手続を対象に棚卸を行い、法令等で押印や対面、原本添付が義務付けられている手続を除きオンライン化する基準を定め、令和 3 年 8 月から取組を始めました。

対象外の手続を除いても約3,000の手続があることから、添付資料が膨大な手続などオンライン化が現実的でないものや本市での申請が皆無またはごく少数のものなどについて取組を保留することとし、これらを除く手続を令和 5 年度までにオンライン化することを目標としました。

取組を進めるにあたっては、オンライン化の支障となる課題を順次解決することで取組を進める工程とし、具体的にはオンライン化条例の制定など例規の整備や実務の見直し、個人認証機能やオンライン決済の導入などオンライン申請システムの機能拡充によりオンライン手続を増やし、令和 7 年度末までに住民票の写しや課税・非課税証明書等の各種証明書交付申請のほか、フォームの公開直後からオンライン申請が大多数を占める保育所入所申請、学童保育室に関する各種変更手続を含む747手続をオンライン化しました。

今後の取組については、引き続き市民の皆さまの利便性向上と内部事務の効率化を図るため、取組を保留した手続等について課題への対応策の検討・実施を進め、オンライン手続の拡充に取り込んでいくこととしています。

また、取組の開始時に法令等に基づく課題によりオンライン化の対象外とした手続についても、今後の法令の改正等によりオンライン化が可能となった時点でオンライン化の対象とします。

令和 3 年 8 月	手 続 数	備 考
全手続 (a)	3,194	手続オンライン化の取組開始時

令和 7 年度末	手 続 数	備 考
オンライン化対象外 (b)	116	法令等で押印や対面、原本添付が義務付けられている手続
オンライン化保留等 (c)	2,283	添付資料が膨大な手続や代理人による申請が必要なものなど
オンライン化済 (d)	747	

制度の創設・廃止等のため、(b)～(d)の合計は(a)と一致しません。

令和 3 年度	第 0 弾	・オンライン化の第一歩は押印の廃止 押印見直しのための例規・要綱整備と、各課によるオンライン化の先行実施	完了 (62手続)
	第 1 弾	・できるところからオンライン 現時点で可能な手続を速やかにオンライン化	完了 (88手続)
	第 2 弾 第 3 弾	・オンライン化条例制定 条例、規則、要綱等で「申請書による申請」を義務付けている手続について、例規整備によりオンライン化	完了 (158手続)
令和 4 年度	第 4 弾	・オンラインでも厳格な本人確認を 公的個人認証機能の導入によりオンライン化	完了 (139手続)
	第 5 弾	・実施可能なものから順次オンライン決済開始 オンライン決済機能の導入により決済を伴う手続をオンライン化	完了 (1手続)
	第 6 弾	・オンライン化のための実務見直し 実務上の対面規制等の見直しによりオンライン化	完了 (74手続)
	第 7 弾	・書面規制等がある手続のオンライン化 規則等で原本添付規制等がある手続をオンライン化	完了 (4手続)
令和 5 年度	第 8 弾	・オンライン審査に必要な機器の導入等 図面の審査に必要な機器の導入等により、オンライン手続を拡充	完了 (12手続)
	第 9 弾	・オンライン決済の本格実施 申請者と双方向の通信ができる機能の導入により、オンライン手続を拡充	完了 (12手続)
	第10弾	・請求事務のオンライン化開始 請求者と双方向の通信ができる機能の導入により、請求事務をオンライン化	完了 (16手続)
		・その他、令和 5 年度中のオンライン化手続	(57手続)
		・令和 6 年度中のオンライン化手続	(51手続)
		・令和 7 年度中のオンライン化手続	(73手続)